

# 公益社団法人 日本造園学会 支部規程

平成 24 年 12 月 8 日制定

平成 27 年 4 月 18 日改正

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (総則)

公益社団法人日本造園学会（以下「学会」という。）定款（以下「定款」という。）第 49 条により設ける支部の運営に関しては、学会の運営に関する規程（以下「学会運営規程」という。）第 19 条第 1 項の規定により、定款及び学会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第 2 章 目的と事業

### 第 2 条 (目的と事業)

支部は、学会運営規程第 16 条の規定により、定款第 4 条第 1 項に規定する学会の事業を行う。

## 第 3 章 支部総会

### 第 3 条 (支部総会の構成)

各支部の支部総会は、学会運営規程第 11 条に規定する各支部に属する会員のうち、正会員をもって構成する。

### 第 4 条 (支部総会の決議事項)

支部総会は、次の事項について承認する。

- (1) 支部の運営に必要な規則等の制定及び改定
- (2) 理事会に推薦する支部長候補者の選出
- (3) その他支部の活動及び運営に関する重要な事項

### 第 5 条 (支部総会の開催)

支部総会は、定時支部総会及び臨時支部総会の 2 種とする。

- 2 定時支部総会は、毎年 1 回、支部長が招集し、開催する。また臨時支部総会は、必要に応じて開催することができる。

## 第 4 章 支部運営委員会

### 第 6 条 (支部運営委員会の構成)

各支部には、支部運営委員会を設置する。

- 2 支部運営委員会は、学会運営規程第 11 条に規定する各支部に属する会員のうち、正会員をもって構成する。
- 3 支部運営委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計担当委員 1名
- (4) 委員 30名以内（ただし、特段の事由があると認められる場合は、この限りでない。）

#### 第7条（支部運営委員会の権限）

支部運営委員会は、次の事項を決議し、理事会で承認を得る。

- (1) 事業計画案及び収支予算案
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 支部運営委員会の構成
- (4) 支部大会及び支部総会に関する事項
- (5) その他支部の活動及び運営にかかわる重要な事項

#### 第8条（支部運営委員会構成員の選任）

支部長は、支部から推薦された候補者を、理事会において選任する。

- 2 副支部長、会計担当委員及び委員は、各々の支部が定めるところにより選任する。

#### 第9条（支部運営委員会構成員の職務）

支部長は、学会運営規程第18条第3項の規定により、支部を代表し、支部の業務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。
- 3 会計担当委員は、支部の会計にかかわる書類の作成及び保管を行う。
- 4 委員は、支部における活動の推進と運営に係わる業務に従事する。

#### 第10条（支部運営委員会構成員の任期）

支部運営委員会構成員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5章 規程の変更

#### 第11条（規程の改正等）

この規程は、学会運営規程第19条第2項の規定により、理事会の承認を得て変更することができる。

### 第6章 補則

#### 第12条（補則）

各支部は、この規程の施行にあたり必要な事項を、支部規則として制定することができる。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。（平成24年12月8日理事会議決）

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。